

平成30年度会計事務実地検査の結果

県では、地方自治法第149条第5号に定める知事の会計監督権の行使として、毎年度、本庁の所属や現地機関に対する会計事務の実地検査を実施している。

平成30年度は、事前通告式の「巡回指導（一般検査）」と無通告式の「特別検査」の2種類の検査方法によって、下記のとおり実地検査を実施した。

1 実地検査の実施概要

(1) 実地検査の実施方法

ア 実施期間

平成30年6月から平成30年12月まで
(延べ検査日数 234日)

イ 実施体制

出納事務局の職員（教育委員会及び警察本部の併任職員24名を含む。）61名及び各県事務所出納課の職員25名を検査員に任命し、86名体制により実施。
(延べ検査員数 674名)

ウ 検査方法

①巡回指導（一般検査）

- ・現年度分を中心に、会計事務全般を対象として、書類や現物の確認等を実施。
- ・実施機関数 196機関
本庁 : 25課・室（全体の約1/5）
現地機関：OKBふれあい会館・総合庁舎内 20機関（全体の約1/3）
単独庁舎 151機関（全機関）

②特別検査

- ・現金及び金券類の管理状況や金庫の現況の確認に特化して、抜き打ちで実施。
- ・検査実施時期を推測しにくくすることによる牽制効果及び不適正会計事務の発生の懸念がある地方機関への検査の実効性の向上を目的に、出納事務局及び各出納課が所管地域より2割程度の機関を抽出して実施した。
- ・実施機関数 70機関
本庁 : 20課・室（全体の約1/5）
現地機関：OKBふれあい会館・総合庁舎内 10機関（全体の約1/5）
単独庁舎 40機関

(2) 検査方針

ア 巡回指導（一般検査）

<検査の基本方針・目的>

会計事務の適正な執行を確保し、特に内部牽制機能の強化を図ることにより、不適正な会計事務処理を未然に防止する。

< 検査項目 >

- 前回指摘事項の改善状況
- 内部牽制・内部管理機能の状況
- 現金・金券類の取扱状況
(金庫の現況確認を含む。)
- 物品の管理状況 **重点項目**
- 収入事務
- 支出事務 ※下記の事実確認を含む

『岐阜県政再生プログラム』に基づく事実確認

平成 18 年 7 月に発覚した不正資金問題を受けて、同年 9 月に県が策定した『岐阜県政再生プログラム』に基づき、下記の経費について、事実関係を証明する資料の現認や職員へのヒアリングなどを行い、その支出の根拠となる事実があることを確認した。< 会計事務の現地検査における事実確認 >

| 経費の種類 | 確 認 内 容 | 確認件数 |
|-------|--|-------|
| 賃 金 | ○雇用の事実を確認 ・ 雇員台帳、雇用通知書、事務分掌表、職員配席図等により雇用の状況を確認 ・ 必要に応じ、本人に対して面接、電話調査等を実施 | 597 |
| 旅 費 | ○旅行の事実を確認 ・ 会議開催通知など旅行の目的を明示した書類を確認 ・ 泊付については、宿泊の事実確認書により確認 ・ 精算旅費は、連続しない 2 か月分について確認 | 1,626 |
| 対外交流費 | ○会議等の開催の事実を確認 ・ 債権者に対し、開催の有無、出席者数、料理単価等を電話確認 | 3 |
| 修 繕 料 | ○5 件を抽出して修繕の事実を確認 ・ 写真又は直接現物を確認 ・ 必要に応じ、履行確認を行った者に聞き取りを実施 | 1,009 |
| 備品購入費 | ○5 件を抽出して備品購入の事実を確認 ・ 物品一覧表の登録状況を確認し、その備品を現認 | 989 |
| 計 | | 4,224 |

イ 特別検査

< 検査の基本方針・目的 >

現金・金券類や金庫を抜き打ちで検査し、不適正事案の再発防止を図る。

< 検査項目 >

- 現金・金券類の取扱状況 (金庫の現況確認を含む。)

2 実地検査の結果

(1) 巡回指導（一般検査）

ア 検査結果の概要

- ・一般検査を実施した196機関のうち、約4分の1（24.5％）に当たる48機関に対して、69件の文書指摘を行った。
- ・この48機関の内訳をみると、19機関が知事部局、25機関が県立学校（高等学校、特別支援学校）、警察本部が4機関で、それぞれの文書指摘件数は27件、38件、4件であった。

【部局別の文書指摘状況】

| 区 分 | 実施機関数 | | 文書指摘機関数 | | 文書指摘件数 | |
|-------|-------|--------|---------|--------|--------|--------|
| | | 構成比 | | 構成比 | | 構成比 |
| 知事部局 | 87機関 | 44.4% | 19機関 | 39.6% | 27件 | 39.1% |
| 教育委員会 | 87機関 | 44.4% | 25機関 | 52.1% | 38件 | 55.1% |
| 県立学校 | 83機関 | 42.4% | 25機関 | 52.1% | 38件 | 55.1% |
| その他 | 4機関 | 2.0% | 0機関 | 0% | 0件 | 0% |
| 警察本部 | 22機関 | 11.2% | 4機関 | 8.3% | 4件 | 5.8% |
| 合 計 | 196機関 | 100.0% | 48機関 | 100.0% | 69件 | 100.0% |

- ・文書指摘件数を指摘事項別にみると、次の表のとおり、支出事務に関する件数が、他の指摘事項に比べて多くなっている。

【文書指摘件数の指摘事項別内訳】

| 区 分 | 文書指摘件数 | 部 局 別 内 訳 | | | |
|---------------|--------|-----------|-------|-----|------|
| | | 知事部局 | 教育委員会 | | 警察本部 |
| | | | 県立学校 | その他 | |
| ① 内部牽制機能の状況 | 4 | 2 | 2 | 0 | 0 |
| ② 内部管理機能の状況 | 12 | 6 | 5 | 0 | 1 |
| ③ 現金・金券類の取扱状況 | 11 | 5 | 5 | 0 | 1 |
| ④ 物品の管理状況 | 5 | 3 | 2 | 0 | 0 |
| ⑤ 収入事務 | 12 | 4 | 8 | 0 | 0 |
| ⑥ 支出事務（契約関係） | 9 | 2 | 7 | 0 | 0 |
| ⑦ 支出事務（補助金関係） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ⑧ 支出事務（その他） | 16 | 5 | 9 | 0 | 2 |
| 合 計 | 69 | 27 | 38 | 0 | 4 |

イ 文書指摘の主な内容

① 内部牽制機能の状況

- ・ 消耗品の購入において、同一請求が2回あったことを職員間で確認されないまま支払いをしたことによる戻入処理、公費負担対象外の保険料との認識がありながら旅費で支出しその後戻入処理された案件、また、事前決裁書等への積算根拠書類の添付漏れなど不適正な会計事務の取扱いが散見され、収支等命令者、出納員及び会計員がそれぞれの義務を十分に果たしていなかった。
- ・ 督促状の作成遅延や会計書類の作成不備等が散見されており、収支等命令者や出納員の義務が十分果たされていなかった。

② 内部管理機能の状況

- ・ 特定消耗品の出納があったときは、消耗品出納簿に所定の事項を記載しなければならないところ、購入した商品券に係る消耗品出納簿が作成されていなかった。
- ・ 出納員が備えなければ現金出納簿の記載がなかった。
- ・ 出納員の事務引継書が作成されていなかった。

② 現金・金券類の取扱状況

- ・ 特定消耗品（郵便切手）の必要最少限度以上の払出しがされていた。
- ・ 印紙の管理について、消耗品供用整理簿が作成されていなかった。
- ・ 現金を収納したときは、その日に現金払込書により指定金融機関等に払い込まなければならないところ、特別の理由がなく収納した現金の払込みが遅延していたものがあつた。

③ 物品の管理状況

- ・ 収支等命令者は、物品の受入れをしようとするときは物品登録調書により、物品の払出しをしようとするときは物品処分調書により出納員に対し出納通知を行い、物品一覧表に所定の事項を記載しなくてはならないところ、これらの手続きがなされていないものがあつた。

⑤ 収入事務

- ・ 行政財産の目的外使用許可に係る管理費の収入事務において、その算定に誤りがあつたため調定金額が過少になっていた。
- ・ 調定済みの工事に係る水道料金について、納入通知書が発付されていなかったにもかかわらず、調定決議書には処理済みと記載されており、実際には納入通知書が発付されていなかったことが把握されていなかった。
- ・ 収支等命令者は、納期限までに歳入を完納しない者があるときは、納期限後20日以内に督促状により完納すべき旨を督促しなければならないにもかかわらず、督促状が発付されていないものがあつた。

⑥支出事務（契約関係）

- ・契約金額が50万円を超える場合には、契約に関し必要事項を記載した請書を契約の相手方から提出させなければならないところ、請書を提出させていなかった。
- ・一般競争入札において入札保証金を免除しようとするときは、入札の前に決裁により免除の意思決定を行わなければならないところ、その手続が行われていなかった。
- ・平成30年度に締結した契約書に記載すべき遅延利息の率、検査時期及び支払日等の記載誤りが散見された。

⑦支出事務（補助金関係）

- ・文書指摘事項なし。

⑧支出事務（その他）

- ・本来作成されるべき日から相当の期間を経過して作成された事前決裁書が確認された。
- ・消耗品の購入において、収支等命令者の意思決定がないまま購入手続きを行っていたため、同一納品・請求書を2回受理するも、異なる職員が事前決裁書から支出金調書までを遡って作成していた。また異なる検査者を指定していたため、履行確認が不適切であった。
- ・対外交渉費の支出金調書に所属長による事実確認の署名がなかった。
- ・収支に係る証拠書類の金額及び数量は、訂正することができないにもかかわらず、出役票の賃金計算書において、金額が訂正されているものが散見された。
- ・修繕料を支出する場合における支出金調書には、支出の原因を明らかにした書類として修繕前後の写真等の修繕の事実を証する文書が添付されていなければならないところ、その添付がされていない案件が確認された。
- ・雇員の賃金において、年次有給休暇取得分の賃金が支給されていなかった。
- ・旅費の支出事務において、実費支給となっている有料道路通行料について、その領収書金額より支給額が多く払われているものがあった。

(2) 特別検査

ア 検査結果の概要

- ・説明のできない現金・金券類はなく、おおむね適正に管理されていた。
- ・特別検査を実施した70機関のうち、9機関に対して12件の文書指摘を行った。

【部局別の文書指摘状況】

| 区 分 | 実施機関数 | | 文書指摘機関数 | | 文書指摘件数 | |
|---------|-------|--------|---------|--------|--------|--------|
| | | 構成比 | | 構成比 | | 構成比 |
| 知 事 部 局 | 32 機関 | 45.7% | 5 機関 | 55.6% | 7 件 | 58.3% |
| 教育委員会 | 30 機関 | 42.9% | 3 機関 | 33.3% | 3 件 | 25.0% |
| 県立学校 | 26 機関 | 37.2% | 3 機関 | 33.3% | 3 件 | 25.0% |
| そ の 他 | 4 機関 | 5.7% | 0 機関 | 0.0% | 0 件 | 0.0% |
| 警 察 本 部 | 8 機関 | 11.4% | 1 機関 | 11.1% | 2 件 | 16.7% |
| 合 計 | 70 機関 | 100.0% | 9 機関 | 100.0% | 12 件 | 100.0% |

- ・文書指摘件数を指摘事項別にみると、次の表のとおり、内部管理機能の状況及び現金・金券類の取扱状況に関するものであった。

【文書指摘件数の指摘事項別内訳】

| 区 分 | 文書指摘件数 | 部 局 別 内 訳 | | | |
|--------------|--------|-----------|-------|-------|------|
| | | 知事部局 | 教育委員会 | | 警察本部 |
| | | | 県立学校 | そ の 他 | |
| ①内部牽制機能の状況 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ②内部管理機能の状況 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| ③現金・金券類の取扱状況 | 10 | 5 | 3 | 0 | 2 |
| 合 計 | 12 | 7 | 3 | 0 | 2 |

イ 文書指摘の主な内容

① 内部牽制機能の状況

- ・文書指摘事項なし。

② 内部管理の状況

- ・特定消耗品の出納があったときは、消耗品出納簿に所定の事項を記載しなければならないところ、収入印紙及びレターパックに係る消耗品出納簿が作成されていなかった。

③ 現金・金券類の管理

- ・平成30年度の消耗品供用整理簿残高（郵便切手）と保管されている切手の総額に不突合があった。
- ・消耗品出納簿の品目が実際の保管状況と異なっていた。
- ・現金を収納したときは、収納したその日に現金払込書により指定金融機関等へ払い込まなければならないところ、特別の理由がなく現金の払込みが遅延していた。
- ・郵便切手について、概ね1月間において必要とする予定数量を限度として払出しをすべきところ、使用予定数量を超える数量を供用していた。

3 検査結果の総括と次年度の対応

(1) 検査結果の総括

- ・前年度に実施した実地検査の結果と比較すると、巡回指導（一般検査）と特別検査を合わせて、文書指摘を行った機関数は延べ54機関から57機関に、指摘件数は74件から81件に増加した。
- ・一部の機関において複数の指摘事項が散見された。また、依然として文書指摘の対象となる不適切な取扱いが一定数確認された。
- ・文書指摘の内容のうち、契約に係る手続きや賃金や旅費支給手続上の単純な事務誤りについては担当者の認識不足により発生したと考えられるが、一方で、事前決裁の遡り処理に起因した二重払い等、会計事故への危機意識不足から誤った対応がされていたと思われるものもあった。
- ・また、前回検査の際に口頭による指導を受けていたものの、事務改善がされておらず同様の事項について文書指摘としたものもあった。
- ・大部分の指摘事項については、所属内において会計事務に関し相互にチェック機能を働かせることによって発生を防止することができたものであると考えられる。

(2) 次年度の対応

- ・平成31年度に実施する実地検査のうち巡回指導（一般検査）については、今年度に引き続き各機関に対する「指導」に重点を置き、会計事務に関する意識の向上や知識の浸透に努め、各機関内で適正な会計事務の確保に向けた内部牽制機能や内部管理機能が十分に発揮されるよう所属長や出納員を中心に必要な指導を行うとともに、物品の管理状況に係る確認を行っていくこととする。
- ・会計事務に関する職員研修等では、各職員が主体的に会計事務に取り組むことの重要性を改めて周知することにより職員全体の資質向上を目指すとともに、実地検査の文書指摘や口頭による指導の内容を参考事例として使用することにより、正しい会計事務の意識付けに努めることとする。
- ・また、連続して文書指摘や口頭による指導を受けている所属や内部けん制機能が十分に発揮されていないと思われる所属に関する情報を関係機関に提供し、組織

としての対応・防止策を求めていくこととする。